

# 【介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書】

(通所型サービス A)

## 1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人下呂市社会福祉協議会
所在地	岐阜県下呂市萩原町萩原 8 7 5 番地 2
電話番号	0 5 7 6 - 5 2 - 4 8 8 4
代表者	会長 大谷 克己
設立年月日	平成 1 6 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

事業所名	金山デイサービスセンター祖師野出張所
所在地	岐阜県下呂市金山町祖師野 421 番地 1
提供サービス	通所型サービス A
事業所番号	第 2 1 7 2 8 0 0 5 8 9 号
管理者・電話番号	高村君代・0 5 7 6 - 3 4 - 0 1 7 0
開設年月日	令和 3 年 9 月 1 日

## 3. 事業の内容

実施地域	下呂市内 金山町東地区 (戸部・祖師野・乙原・東沓部・岩瀬)
提供日	木曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く ※ 天災及び事業所のやむを得ない事由により休業する場合あり
受付時間	月曜日～土曜日 午前 8 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
サービス提供時間	午後 1 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0
利用定員	毎週木曜日 1 5 名

## 4. 事業の目的

事業者は、関係法令に従い、ご契約者（ご利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

## 5. 運営の方針

事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

また、下呂市地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 職員の体制と職務内容

事業者は、サービス提供に必要な職種の職員を、指定基準を遵守し配置しています。

(別紙資料参照)

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に支障のない限りにおいて他の業務と兼務することができます。
- (2) 看護職員は、必須ではないが、緊急時に対応できる体制を整えています。
- (3) 従事者は、サービス提供時間中は、常時1人以上を従事させます。

## 7. サービスの内容

生活機能の向上を目的とした機能訓練のほか、レクリエーション、軽運動、頭の体操、趣味教室など、高齢者の閉じこもり防止や自立支援に資する通所事業を行います。また、困りごと相談や買い物支援など利用者のニーズに応じた生活支援など複合的な介護予防サービスを行います。

- ・送迎：利用者が送迎を希望する場合、利用者の送迎を行います。

## 8. サービスの利用料金

あなたがサービスを利用した場合の利用料金のうち、お支払いいただく利用者負担額は、利用料金の1割から3割の額です。（介護保険負担割合証参照）ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。（別紙資料参照）

また、事業者が法定代理受領を行わない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただき、認定を受けた後、利用者負担額を除く金額が介護保険の保険者（お住まいの市町村）から払い戻されます。（償還払い）

## 9. 利用者の負担額及び支払方法

前記8料金・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 指定金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 現金による支払い

## 10. 利用の中止、変更、追加

サービスの追加、内容の変更を希望する場合には、速やかにケアプランの担当者にご相談ください。

## 11. サービスの利用に関する留意事項

### ①介護保険証の確認

住所及び要介護度、認定有効期間など、介護保険証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに事業者にお知らせください。また、事業者より「介護保険証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### ②ご利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の開催については、紙面及びメール・テレビ電話等ICTを活用する場合があります。（利用者の居宅を訪問しての実施が求められている会議を除く）

## 12. サービス実施の記録について

### ①サービス実施記録

事業者は、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。なお、記録は整備した日から5年2ヵ月間保存します。

### ②ご利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（複写料の諸費用はご利用者負担となります。）

## 13. 損害賠償保険への加入

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名：介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要：死亡・後遺障害、入院、通院

#### 14. 緊急時及び事故発生時等における対応

- ①利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- ②主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ③事故が発生したときは、直ちに利用者に係るサービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ④事業者が賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

#### 15. 虐待防止のための措置について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ①人権擁護、虐待を防止するために従業員に対する研修・勉強会の実施。
- ②利用者および家族からの苦情処理体制の整備。
- ③その他、虐待防止のために必要な措置。

#### 16. 苦情の受付について

事業者における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料金のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は「苦情・相談窓口」で受け付けます。

(別紙資料2参照)

#### 17. 個人情報について

- ①事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者及び家族の個人情報を他に漏らしません。
- ②利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議において用いることがあります。
- ③事業者は、その従業員が退職後も在職中に知り得た利用者及び家族の個人情報を他に漏らすことがないように必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

デイサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所 属 金山デイサービスセンター

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、デイサービスの提供開始に同意しました。

住 所 下呂市\_\_\_\_\_

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄: \_\_\_\_\_)

※この重要事項説明書は、関係法令の定めに基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。